

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 2	地域の活性化及び地域の健全な発展に資する事業の支援	3.4

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

##### (1) 趣旨(目的)・まとめた理由

行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び地域整備に資する活動を支援することにより、地域社会に貢献することを目指す。

##### (2) 事業

###### ア．国連センター協力会事務局

国連地域開発センターが実施する事業のうち、市民向けのセミナー、シンポジウムの開催、情報収集・提供など、中部圏の健全な発展と国際親善に資するための事業に対し、国連センター協力会として支援を行った。

###### イ．日本計画行政学会中部支部事務局

日本計画行政学会中部支部事務局として日頃の会員情報の整備、会報誌や案内の発送などの業務のほか、中部支部総会・支部大会、研修集会の開催をサポートした。また、研究助成審査委員会や研究交流会のサポートを行った。

##### (3) 財源等

賛助会費、支援事業に係る収入(実費負担相当)、助成金、補助金、受託収入及び負担金を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	2
------	---	---

### (2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項2号、3号、4号、6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	本事業は、行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び整備に資する活動を支援することによって地域社会に貢献し、中部広域圏、更には我が国経済の健全な発展に寄与しようというものであり、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。
19	本事業は、公益な事業やプロジェクトを支援することにより地域社会に貢献することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>事業イ</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表している。</p> <p>2. 不特定多数の者が参加できるよう、ホームページ上で公表している。</p> <p>3. 専門的知識・技能等が必要なものについては、大学教員等、専門的な知識を有しているものがアドバイザーとして介在している。</p> <p>4. 日当程度の謝金及び交通費実費を支給している。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>事業イ</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。</p> <p>2. 調査研究結果の公表にあたり受託先の了解を得られない場合を除き、得られた知見は、印刷物、シンポジウム、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。</p> <p>3. 調査研究にあたっては、必要に応じて有識者等による研究会を立ち上げるか、若しくは複数の有識者の見解を得ることにより、適切な関与をしていただいている。</p> <p>4. 外部委託は補助的な業務に限定しており、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施段階においても、当財団が実質的に決定・指示を行っており、いわゆる丸投げはない。</p>	

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考]公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。